

## 大和市公告第58号

大和市下鶴間山谷南土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の事業計画変更（第1回）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、この事業計画について、都市計画において定められた事項以外の事項に意見がある利害関係者は、平成29年7月4日（火）までに大和市長に意見書を提出することができる。

平成29年6月7日

大和市長 大 木 哲

### 1 縦覧期間

平成29年6月7日（水）から同月20日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

### 2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで